

# 10 令和6年度発出のQ&A

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 2  
(令和6年4月5日)

## 【目次】

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1. 強度行動障害を有する者への支援における事項 | 1  |
| (1) 生活介護、施設入所支援          | 1  |
| (2) 短期入所                 | 3  |
| (3) 共同生活援助               | 4  |
| (4) 横断的事項                | 4  |
| 2. 訪問系サービス               | 7  |
| (1) 重度訪問介護               | 7  |
| (2) 行動援護                 | 8  |
| 3. 日中活動系サービス             | 8  |
| (1) 生活介護                 | 8  |
| 4. 就労系サービス               | 10 |
| (1) 就労継続支援A型             | 10 |
| (2) 就労継続支援B型             | 10 |
| 5. 削除するQ&A               | 11 |

## 1. 強度行動障害を有する者への支援における事項

### (1) 生活介護、施設入所支援

(重度障害者支援加算①)

問1 生活介護の重度障害者支援加算において、「指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は算定しない。」とされているが、障害者支援施設における算定方法如何。

(答)

障害者支援施設が当該加算を算定する場合、  
・ 生活介護を通所のみで利用している者については生活介護  
・ 障害者支援施設に入所している者については施設入所支援  
においてそれぞれ算定することとなる。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)①)

問2 算定開始から180日以内の期間について初期加算を算定できるが、これは当該利用者が利用している日についてのみ算定できる取扱いと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。当該利用者が利用しており、重度障害者支援加算が算定できる日のみ請求できる。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)②)

問3 加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間に算定される初期加算の取扱いについて、令和6年4月以前に加算の算定をしていた利用者については、どのように取り扱うのか。

(答)

令和6年4月以前に、加算の算定を開始した日から起算して180日を経過していない場合は、(180日ー加算の算定を開始した日から令和6年3月31日までの日数)の期間について、改定後の重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)における初期加算を算定する。

また、当該初期加算については、強度行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、例えば、令和6年4月以前に改定前の重度障害者支援加算(Ⅱ)(区分4以上かつ行動関連項目10点以上)を算定して180日を経過していた区分6の者が、令和6年4月以降に改定後の重度障害者支援加算(Ⅱ)(区分6以上かつ行動関連項目10点以上)を算定する場合は、初期加算の算定はできない。



## 10 令和6年度発出のQ&A

なお、当該初期加算については、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とすることとしており、過去に重度障害者支援加算を算定して退所した者が、再び同一事業所を利用することになった場合も、算定できない。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)③)

問4 生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置することとされているが、その具体的な計算方法如何。

(答)

前提として、常勤換算法方法で、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員を超える人員が配置されていることが必要である。

その上で、指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者であることとしているが、当該生活支援員の数は、常勤換算法ではなく、従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めることとしている。

具体的な計算方法については、例えば、指定生活介護事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が12名の場合、 $12 \times 20\% = 2.4$ 名となり、よって、3名以上について研修を受講させる必要がある。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)④)

問5 基礎研修修了者が勤務していない日であっても、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修を受講していない支援員が個別支援を行うことで算定できるのか。

(答)

算定できる。ただし、基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとしていることに留意すること。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)⑤)

問6 行動関連項目18点以上の利用者を支援する場合の追加加算について、中核的人材養成研修修了者から助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成した場合でも算定可能としているが、当該中核的人材養成研修修了者の配置の要件如何。

(答)

中核的人材については、強度行動障害を有する利用者の特性の理解に基づき、環境調整、コミュニケーションの支援等について、支援従事者に対する適切な助

言及び指導を通して、事業所におけるチーム支援をマネジメントする人材であるため、事業所等に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、人材の確保が困難な場合は、必ずしも常勤又は専従を求めるものではないとしており、他の事業所との兼務や非常勤職員であっても差し支えない。

なお、中核的人材養成研修修了者は、原則として週に1回以上、行動関連項目18点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとしているため、上記の場合であっても、適切に業務を遂行する体制を確保することが必要である。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)⑥)

問7 行動援護従業者養成研修修了者が支援計画シート等を作成する場合であっても、加算は取得できるか。

(答)

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)及び行動援護従業者養成研修については、いずれも平成18年厚生労働省告示第538号別表第8に定める内容以上の研修をいうものとしているため、いずれかの研修を修了した者であれば、求められる業務及び加算要件を満たすものである。

なお、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)及び重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程についても、同告示別表第5に定める内容以上の研修をいうこととしており、同様である。

### (2) 短期入所

(重度障害者支援加算②)

問8 短期入所の重度障害者支援加算における強度行動障害を有する者に対する支援を行った場合の追加加算について、算定の要件は何か。

(答)

短期入所の重度障害者支援加算の追加の加算については、通常、重度障害者支援加算を算定している場合に追加で加算を算定するものである。このため、重度障害者支援加算(Ⅰ)においては、重度障害者等包括支援の対象者である障害支援区分6(障害児にあっては、障害児支援区分3)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、行動関連項目10点以上(障害児にあっては、障害児基準20点以上)である者、重度障害者支援加算(Ⅱ)については、区分4以上(障害児にあっては、障害児支援区分2以上)であって、行動関連項目10点以上(障害児にあっては、障害児基準20点以上)である者が対象となる。

その上で、当該利用者に対して、基礎研修修了者が、実践研修修了者が作成した支援計画に基づき支援を行った場合に追加の加算を算定できる。

また、行動関連項目18点以上(障害児にあっては、障害児基準30点以上)の



# 10 令和6年度発出のQ&A

利用者に対して、基礎研修修了者が、中核的人材養成研修修了者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が作成した支援計画シート等に基づき支援を行った日は、さらに追加の加算を算定できる。

なお、当該研修修了者については、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではない。

## (3) 共同生活援助

### (重度障害者支援加算③)

問 9 共同生活援助において、重度障害者支援加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間に算定される初期加算が新設されたが、令和6年4月以前に重度障害者支援加算を算定していた者も算定できるか。

(答)

令和6年4月以前に重度障害者支援加算の算定を開始した日から起算して180日を経過している場合(令和6年3月31日が180日目となる場合を含む。)は、初期加算の算定はできない。

一方、加算を取得してから180日を経過していない場合は、(180日ー加算の算定を開始した日から令和6年3月31日までの日数)の期間について、初期加算を算定できる。

また、当該初期加算については、当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とすることとしており、過去に重度障害者支援加算を算定していて退所した者が、再び同一事業所を利用することになった場合も、算定できない。

## (4) 横断的事項

### (重度障害者支援加算⑤)

問 10 重度障害者支援加算において、新たに行動関連項目18点以上の者への支援に対する評価が創設されたが、受給者証には当該加算の該当者であることが記載されることになるのか。

(答)

重度障害者支援加算の該当者であること及び行動関連項目18点以上の該当者であることについては、受給者証に記載されるべきものであるが、記載がない場合には、必要に応じて市町村に確認をとるなどの対応を行うこと。

### (中核的人材養成研修)

問 11 中核的人材養成研修について、令和9年4月以降の実施方法等はどのようなになるのか。

(答)

中核的人材養成研修については、告示上、「強度行動障害を有する障害者等の特性の理解に基づき、障害福祉サービス事業を行う事業所又は障害者支援施設における環境調整、コミュニケーションの支援並びに当該障害者等への支援に従事する者に対する適切な助言及び指導を行うための知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表に定める内容以上のもの」としているが、研修の質を確保する観点から令和9年3月31日までの間は、のぞみの園が設置する施設が行う研修その他これに準ずるものとして厚生労働大臣が認める研修に限るとしているところである。令和9年4月以降の研修の実施方法等については、現在の研修の実施状況等を踏まえ引き続き検討し、令和8年度末までに改めて示すこととしている。

### (集中的支援加算①)

問 12 広域的支援人材が集中的支援実施計画を作成する際に利用者と生活環境のアセスメントを実施する場合にも集中的支援加算(Ⅰ)を算定できるとされているが、具体的にはいつ請求するのか。

(答)

集中的支援開始後、速やかに請求するものとする。なお、この場合においても1月に4回の算定回数に含まれることに留意すること。

### (集中的支援加算②)

問 13 集中的支援加算(Ⅱ)(居住支援活用型)を算定する場合において、利用者が利用していたサービスの支給決定や利用契約の取扱如何。

(答)

居住支援活用型の集中的支援を実施する場合で支給決定の変更が必要な場合や、新たな障害福祉サービス等の利用が必要となった場合は、支給決定自治体が必要な支給決定の手続きを進めることとなるが、当該加算においては、利用者が集中的支援を受けた後は元の事業所等に戻ることを基本としているため、必要な支給決定を残しておく等、円滑なサービス利用を図ること。

また、例えば、共同生活援助を利用する利用者に施設入所支援を活用した居住支援活用型の集中的支援を実施する場合に、集中的支援実施期間中に、利用者の意に反して共同生活援助の利用契約を解除することはあってはならない。

### (集中的支援加算③)

問 14 集中的支援加算(Ⅱ)(居住支援活用型)を算定する場合において、利用者が利用していた事業所等の役割如何。



# 10 令和6年度発出のQ&A

(答)

居住支援活用型の集中的支援は、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者に対して、居住の場を移して集中的支援を実施するものであり、当該児者が集中的支援を受けた後は元の事業所等に戻ることを基本としている。

したがって、当該児者を受け入れて集中的支援を実施する施設・事業所が、広域的支援人材の指導援助の下でアセスメントや環境調整等に取り組むに当たっては、元の事業所等の職員も積極的に参画し、集中的支援の実施後に円滑に支援が再開できるよう、支援の内容を引き継いでいくことが重要である。

なお、広域的支援人材が作成する集中的支援実施計画においても、集中的支援実施報告書に基づく引き継ぎも含め、あらかじめ集中的支援終了後に当該児者が利用する事業所等への支援も記載し、円滑な引き継ぎ等を行うことが重要である。

(集中的支援加算④)

問 15 集中的支援加算(Ⅱ)(居住支援活用型)を算定する場合において、広域的支援人材が集中的支援終了後に利用者が利用する事業所等への環境調整等の支援を行った場合に、当該支援を行った日は加算(Ⅰ)の算定は可能か。可能である場合、訪問ではなくオンラインによる助言援助の場合でも可能か。

(答)

集中的支援実施計画に基づいて、居住支援活用型の集中的支援終了後に利用者が利用する事業所等への環境調整等の支援を行った場合も算定可能である。

なお、居住支援活用型の集中的支援を活用する場合(加算(Ⅱ))においては、利用者が集中的支援を受けた後は元の事業所等に戻ることを基本としているため、広域的支援人材が作成する集中的支援実施計画において、集中的支援実施報告書に基づく引き継ぎも含め、あらかじめ集中的支援終了後に利用者が利用する事業所等への支援も記載しておくこと。

また、加算(Ⅰ)の算定は、訪問又はオンラインを活用することを認めているので、オンラインによる助言援助の場合も算定可能である。

(集中的支援加算⑤)

問 16 集中的支援加算の算定期間終了後、再度、当該加算を活用して集中的支援を実施することは可能か。

(答)

集中的支援加算については、集中的支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り所定単位数を加算することとしており、この期間内に終了

することが必要である。ただし、何らかの事情により、その後も再び集中的支援の必要がある場合には、再度、集中的支援の実施に必要な手続きを踏まえて実施することは可能である。この場合、前回の実施報告書を基に関係者において十分に集中的支援の必要性について検討を行い、改めて集中的支援実施計画を作成の上で取り組むことが必要である。

(集中的支援加算⑥)

問 17 広域的支援人材に加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこととされているが、加算による額と異なる額とすることは可能か。

(答)

基本的には加算による額を広域的支援人材に支払うことを想定している。加えて、個別の状況によって必要な費用等が異なることから、加算による額を上回る額とすることは差し支えない。

## 2. 訪問系サービス

### (1) 重度訪問介護

(熟練従業者による同行支援)

問 18 勤務する重度訪問介護事業所において、これまで重度障害者等包括支援の度合にある利用者(A利用者)を支援してきたが、別の重度障害者等包括支援の度合にある利用者(B利用者)に初めて従事する場合、熟練従業者による同行支援の報酬の対象となるか。

(答)

対象とならない。

重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、当該事業所において初めて重度障害者等包括支援の度合にある利用者(重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者))の支援に従事する場合が対象であり、当該事業所での2人目以降の支援は対象とならない。

(入院時支援連携加算)

問 19 入院前の事前調整の際に、入院時情報提供書を作成し、本人及び家族の同意を得た上で医療機関に提供し、当該情報提供書の内容を踏まえて必要な調整を行うこととされているが、重度訪問介護計画等の既存の書類で代替できないか。

(答)

入院時情報提供書の様式例については、「入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について」(令和6年3月28日障障発0328第2号厚生労働省社会・援護



# 10 令和6年度発出のQ&A

局障害保健福祉部障害福祉課長通知)によりお示ししている。

この入院時情報提供書には、当該利用者の障害等の状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容等を記載いただくことになるが、重度訪問介護計画やアセスメントシートなどを添付することにより、様式の記載の一部を省略することが可能である。

## (2) 行動援護

(医療・教育等の関係機関との連携)

問 20 行動援護の特定事業所加算の要件に、「サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書(以下「行動援護計画等」という。)の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。」とあるが、どのような情報の提供を受ければよいか。

(答)

関係する医療機関や教育機関等がある場合、行動援護事業所がそれらの関係機関と連携し、継続した支援を提供する観点から、医療機関からは服薬の状況や医療面で必要な配慮等に関する情報の提供を受け、また、教育機関からは障害特性に合わせて行われている支援の方法や対応等についての情報の提供を受け、必要に応じて行動援護計画等に反映させることとする。

## 3. 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

(生活介護における個別支援計画の記載方法)

問 21 生活介護サービス費の基本報酬については、個別支援計画における標準的な時間に基づき算定することとなったが、個別支援計画にどのように記載すればよいか。

(答)

生活介護においては、別添の個別支援計画書参考様式を参考に、個別支援計画を作成する。

個別支援計画には、実際のサービス提供時間に加え、生活介護の配慮規定(※)に該当する時間を加えた合計の時間を支援の標準的な提供時間等の欄に記載されたい。

※ 生活介護の配慮規定とは以下のこと

- 利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。
- 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間(サービス提供時間が6時間未満)にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。
- 送迎時に実施した居宅内での介助等(着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等)に要する時間は、生活介護計画に位置付けた上で、1日1時間以内を限度として、生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

(生活介護における実績記録票の記載方法)

問 22 生活介護サービス費の基本報酬については、生活介護の配慮規定に該当する時間も含め個別支援計画における支援の標準的な提供時間等の欄に記載し、その標準的な時間で報酬を算定することとなったが、実績記録票にはどのように記載すればよいか。

(答)

生活介護サービス提供実績記録票においては、従来どおり開始時間及び終了時間は実際のサービス提供時間を記載する。なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い新たに「算定時間数」を入力する欄を設けたところであるが、この欄には、生活介護の配慮規定に該当する時間も含め個別支援計画における支援の標準的な提供時間等の欄に記載した標準的な時間を記載することとなる。

<参考>

実績記録票の記載例は、厚生労働省ホームページにも掲載しているので参照されたい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html)



# 10 令和6年度発出のQ&A

## 4. 就労系サービス

### (1) 就労継続支援A型

(年度途中で新規指定された就労継続支援A型事業所の基本報酬の算定)

問 23 就労継続支援A型サービス費の算定をするにあたって、年度途中で新規指定された事業所の場合の基本報酬はどのように算定したらよいか。

(答)

従前のおり、年度途中で新規指定された事業所の場合は、「生産活動」の実績に関わらず、初年度及び2年度目は評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。

### (2) 就労継続支援B型

(平均工賃月額算定方法)

問 24 今般の報酬改定により、就労継続支援B型事業所の前年度の平均工賃月額の算定方法が以下のように見直されたが、このうち、イの前年度の開所日数についてはレクリエーションや行事等で開所した日も含めるのか。また、算出に当たっての1日あたりの平均利用者数や平均工賃月額の小数点の取扱について、どのようにすればよいか。

【見直し後の平均工賃月額の算定方法】

ア 前年度における工賃支払総額を算出

イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出  
前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

ウ 前年度における工賃支払総額(ア)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(イ)÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

(答)

開所日数については、原則として、工賃の支払いが生じる生産活動の実施日を開所日数として含めていただき、レクリエーションや行事等生産活動を目的としていない日に関しては開所日として数えない。ただし、地域のバザー等の行事で利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として算定して差し支えない。

また、「前年度における開所日1日あたりの平均利用者数」の小数点の取扱については、小数点第1位までを算出する。小数点第2位以降もある場合は小数点第2位を切り上げるものとする。

例：14.679人の場合⇒14.7人

加えて、平均工賃月額の小数点については、円未満を四捨五入する。

(目標工賃達成加算)

問 25 目標工賃達成加算については、「前年度において事業所が作成した工賃向上計画における目標工賃額(平均工賃月額)」を用いることとなっているが、これは事業所において3か年ごとに作成する工賃向上計画において定めた目標工賃額を指すのか。

(答)

お見込みのとおり。

なお、目標工賃達成加算については、前年度において事業所が作成した工賃向上計画における目標工賃額が、前々年度における当該事業所の平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額以上であることが要件となる。そのため、目標工賃達成加算の要件を満たすために、工賃向上計画を修正する必要がある場合は、計画期間の途中でであっても修正して差し支えない。

## 5. 削除するQ&A

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、強度行動障害を有する者に関する重度障害者支援加算の要件が変更されたことに伴い、以下のQ&Aについては、削除する。

- ・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(抄)(平成24年8月31日事務連絡)問51(重度障害者支援加算該当者の確認方法)
- ・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(抄)(平成24年8月31日事務連絡)問52(重度障害者支援加算該当者の確認方法)
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日事務連絡)問14(重度障害者支援加算)
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日事務連絡)問18(重度障害者支援加算①)
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日事務連絡)問19(重度障害者支援加算②)
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日事務連絡)問20(重度障害者支援加算③)
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日事務連絡)問21(重度障害者支援加算④)
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日

## 10 令和6年度発出のQ&A

事務連絡)問22(重度障害者支援加算⑤)

- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日事務連絡)問34(重度障害者支援加算②)
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日事務連絡)問36(重度障害者支援加算④)
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.2(平成27年4月30日事務連絡)問33(重度障害者支援加算)
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.2(平成27年4月30日事務連絡)問34(重度障害者支援加算Ⅱ①)
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.2(平成27年4月30日事務連絡)問35(重度障害者支援加算Ⅱ②)
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.1問28(生活介護、施設入所支援・重度障害者支援加算(Ⅱ))
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.1問29(生活介護、施設入所支援・重度障害者支援加算(Ⅱ))
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.4(令和3年5月7日事務連絡)問2(重度障害者支援加算(Ⅱ))



# 10 令和6年度発出のQ&A

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 3  
(令和6年5月10日)

## 【目次】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 障害福祉サービス等における共通的事項 | 1 |
| (1) 地域生活支援拠点等         | 1 |
| 2. 日中活動系サービス          | 2 |
| (1) 生活介護              | 2 |
| 3. 施設系・居住支援系サービス      | 4 |
| (1) 自立生活援助            | 4 |
| (2) 共同生活援助            | 4 |
| 4. 就労系サービス            | 6 |
| (1) 就労継続支援B型          | 6 |
| (2) 就労定着支援            | 6 |

## 1. 障害福祉サービス等における共通的事項

### (1) 地域生活支援拠点等

問1 拠点コーディネーターは、支援の連携体制を構築するための業務に専ら従事する必要があることから、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならないが、市町村が特に必要と認める場合に従事できる拠点機能強化事業所の業務とは、具体的にどのようなものが想定されているのか。

(答)

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急的な支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合が想定されている。

このため、相談支援専門員が継続的に行うモニタリング等の業務は対象とならない。

問2 拠点コーディネーターが、人員基準上において、拠点機能強化事業所等で兼務できる職務はあるか。

(答)

拠点コーディネーターの業務上支障がない場合は、管理者との兼務は可能である。

問3 当該加算の算定について、例えばA市から地域生活支援拠点等と位置づけられた相談支援事業所が算定する場合、算定対象となるのは、重度の障害者やA市の住民に限定される等の要件はあるか。

(答)

対象者の要件はない。

問4 計画相談支援のモニタリングと自立生活援助等、一人の利用者に同月で2回算定する場合があるが、当該加算も同月で一人の利用者に2回算定することは可能か。

(答)

貴見のとおり。



# 10 令和6年度発出のQ&A

## 2. 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

(多機能型生活介護事業所における報酬の定員区分の取扱い)

問5 生活介護サービス費について、令和6年度報酬改定において、きめ細かく定員区分が設定されたが、以下の例における多機能型生活介護事業所の基本報酬、常勤看護職員等配置加算及び人員配置体制加算についての具体的な取扱い如何。

- ①利用定員が生活介護8名、就労継続支援A型16名の計24名の多機能型事業所の場合
- ②離島等の多機能型事業所において、利用定員が生活介護3名、就労継続支援A型7名の計10名の多機能型事業所の場合
- ③主として重症心身障害児者を通わせる多機能型生活介護事業所が多機能型児童発達支援等を一体的に行う場合であって、利用定員が全ての事業を通じて5名の場合

(答)

(①の場合)

基本報酬・・・定員21人以上30人以下の区分  
常勤看護職員等配置加算・・・定員6名以上10人以下の区分  
人員配置体制加算・・・定員20人以下の区分

(②の場合)

基本報酬(※)・・・定員11人以上20人以下の区分  
常勤看護職員等配置加算・・・定員5名以下の区分  
人員配置体制加算・・・定員20人以下の区分

(※) 基本報酬における「5人以下」「6人以上10人以下」の定員区分については、「主として重症心身障害児者を通わせる多機能型生活介護事業所が多機能型児童発達支援等を一体的に行う場合」のみが算定可能であるため、離島等の多機能型事業所のように定員数を10名とすることが可能であっても、基本報酬は「11人以上20人以下」の区分となる。

(③の場合)

基本報酬・・・定員5名以下の区分  
常勤看護職員等配置加算(※)・・・定員5名以下の区分  
人員配置体制加算(※)・・・定員20人以下の区分

(※) 主として重症心身障害児者を通わせる多機能型生活介護事業所が多機能型児童発達支援等を一体的に行う場合については、事業ごとの定員の定めがなく、一体的に事業を行っているため、当該加算についても、多機能型事業所全体の利用定員に応じて区分を算定する。

なお、詳細については以下のとおりである。

#### ① 多機能型生活介護について

多機能型生活介護の場合、基本報酬は多機能型事業所全体の利用定員で算定する。利用定員ごとに設定のある常勤看護職員等配置加算や人員配置体制加算等については、多機能型生活介護の定員に応じて算定する。

#### ② 多機能型生活介護(離島等)について

多機能型生活介護(離島等)の場合、基本報酬は多機能型事業所全体の利用定員で算定する。利用定員ごとに設定のある常勤看護職員等配置加算や人員配置体制加算等については、多機能型生活介護(離島等)の定員に応じて算定する。

なお、基本報酬の利用定員が6人以上10人以下の区分は、多機能型生活介護(重心)のみが算定できる区分であるので、多機能型生活介護(離島等)では算定できない。

#### ③ 多機能型生活介護(重心)について

多機能型生活介護(重心)の場合、基本報酬は多機能型事業所全体の利用定員で算定する。利用定員ごとに設定のある常勤看護職員等配置加算や人員配置体制加算等についても多機能型事業所全体の利用定員に応じて算定する。この場合、看護職員配置等の人員配置は事業所全体の配置に応じて算定する。

### 【参考】

#### ・ 多機能型事業所

指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型並びに指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービスの事業のうち2つ以上の事業を一体的に実施するもの

#### ・ 多機能型生活介護

利用定員が20人以上の多機能型事業所であって、多機能型生活介護事業所の利用定員は6人以上として実施するもの

#### ・ 多機能型生活介護(離島等)

利用定員が10人以上の多機能型事業所であって、多機能型生活介護事業所の利用定員は1人以上として実施するもの(特定基準該当生活介護)

#### ・ 多機能型生活介護(重心)



# 10 令和6年度発出のQ&A

主として重症心身障害児者を通わせる多機能型生活介護事業所が多機能型児童発達支援等を一体的に行う場合であって、利用定員は全ての事業を通じて5人以上として実施するもの（事業ごとの定員の定めがないことに留意）

## 3. 施設系・居住支援系サービス

### （1）自立生活援助

（自立生活援助サービス費（Ⅲ））

問6 自立生活援助サービス費（Ⅲ）の支給決定を受けている利用者に対して、事業所が月に2回以上自宅に訪問し支援した場合に、自立生活援助サービス費（Ⅰ）又は（Ⅱ）が算定できるか。

（答）

サービス等利用計画案において、ICTの活用による支援を位置付けた上で支給決定を行っているものであるため、算定できない。

### （2）共同生活援助

（自立生活支援加算（Ⅰ））

問7 移行支援住居から他の共同生活住居に移行した者において、自立生活支援加算（Ⅰ）を移行した日の属する月から算定することは可能か。

（答）

自立生活支援加算（Ⅰ）は、すでに共同生活住居に入居している利用者において、本人が居宅における単身等での生活を希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者である場合に、退居に向けて個別支援計画を見直し、支援を行うことにより算定できるものであることから、対象とならない。

（自立生活支援加算（Ⅰ）、自立生活支援加算（Ⅲ））

問8 自立生活支援加算（Ⅰ）と自立生活支援加算（Ⅲ）を同一利用者に対して同時に算定することは可能か。

（答）

自立生活支援加算（Ⅰ）は、すでに共同生活住居に入居している利用者において、本人が居宅における単身等での生活を希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者である場合に、退居に向けて個別支援計画を見直し、支援を行うことにより算定できるものである。一方で、自立生活支援加算（Ⅲ）は移行支援住居の利用を希望する利用者に対して、移行支援住居への入居前に個別支援計画を作成することを要件とするものであることから、これらを同時に算

定することできない。

（退居後共同生活援助サービス・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費①）

問9 退居後に他の共同生活援助を行う住居に入居する場合においても、当該報酬を算定することは可能か。

（答）

退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費は、共同生活住居から一人暮らし等に移行した者について、居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助を提供することを趣旨としているため、支給決定の対象とならない。

（退居後共同生活援助サービス・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費②）

問10 利用者の一人暮らし等への移行に当たって開催する会議の参加者や規模の要件はあるか。

（答）

個別支援計画を作成するための会議を開催することで足りる。

（個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い）

問11 同時に2人の居宅介護又は重度訪問介護の従業者が1人の利用者に対して支援を行ったときの所要時間が7時間（延べ14時間）となる場合においては、当該日の共同生活援助サービス費は減算の対象になるのか。

（答）

個々のヘルパーの利用時間が8時間以上となる場合に減算の対象となるため、御指摘の事例は減算の対象とならない。

（地域連携推進会議）

問12 「地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。」とされており、これらについて記録を作成・公表するものと示されているが、公表の方法はどのようなものが想定されるか。

（答）

ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など、多くの者が閲覧可能となるよう広く公表することが望ましい。

## 4. 就労系サービス



## 10 令和6年度発出のQ&A

### (1) 就労継続支援B型

(目標工賃達成加算の取扱いについて)

問 13 目標工賃達成加算の算定要件のひとつに、目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援Bサービス費（Ⅳ）を算定する指定就労継続支援B型において、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合と示されているが、目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、目標工賃達成加算を算定できるということか。

(答)

貴見のとおり。目標工賃達成加算を算定するにあたっては、目標工賃達成指導員配置加算を算定していることが要件となる。

### (2) 就労定着支援

(就労定着実績体制加算について)

問 14 就労定着実績体制加算について、分母の対象者は前年度末尾から起算して過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者と示されているが、過去6年間より前に一般就労し、就労定着支援を開始した者も分母の対象に含めるか。

(答)

分母の対象には含めない。

就労定着実績体制加算の分母は、前年度末尾から起算して、過去6年間に一般就労を開始し、就労定着支援の利用を終了した者とする。



# 10 令和6年度発出のQ&A

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 4  
(令和6年6月4日)

## 【目次】

|              |   |
|--------------|---|
| 1. 日中活動系サービス | 1 |
| (1) 生活介護     | 1 |
| 2. 相談系サービス   | 3 |
| (1) 計画相談支援   | 3 |

### 1. 日中活動系サービス

#### (1) 生活介護

(常勤看護職員等配置加算)

問1 常勤看護職員等配置加算は、定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算又はサービス管理責任者欠如減算に該当する生活介護事業所において、算定することはできるか。

(答)

常勤看護職員等配置加算は、人員配置基準を満たした上で、適正なサービス提供を確保していると認められる生活介護事業所において、手厚い看護職員の配置を評価する加算である。

このため、定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算又はサービス管理責任者欠如減算に該当する生活介護事業所は、人員配置基準を満たしていないことから、適正なサービス提供を確保しているとは言えないため、常勤看護職員等配置加算を算定することはできない。

(生活介護における送迎の取扱いについて)

問2 生活介護サービス費の基本報酬を算定する際、「送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる」との配慮規定がある。

この配慮規定について、一度に複数人を同乗させる送迎ルートを設定して送迎する場合、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、配慮規定に該当し、同乗している利用者全員に対して、それぞれ1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができるか。

(答)

貴見のとおり、一度に複数人を同乗させる送迎ルートを設定して送迎する場合であっても、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、配慮規定に該当することから、同乗している利用者全員に対して、それぞれ1時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

#### <参考>

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

イ (略) なお、ここでの片道とは送迎車両等が事業所を出発してから戻ってくるまでに要した時間のことであり、往復は往路（片道）と復路（片道）の送迎に要する時間の合計である。



# 10 令和6年度発出のQ&A

(多機能型生活介護事業所における報酬の定員区分の取扱い)

問3 生活介護サービス費について、主として重症心身障害児者を通わせる多機能型生活介護事業所が多機能型児童発達支援等を一体的に行う場合(以下「重心多機能型事業所」という。)では、基本報酬、常勤看護職員等配置加算や人員配置体制加算は重心多機能型事業所全体の利用定員に応じて算定することが示された。

多機能型事業所の特例によらない人員を配置している重心多機能型事業所の場合、多機能型生活介護の基本報酬や加算は、多機能型生活介護の定員に応じ、算定することになるのか。

(答)

貴見のとおり、多機能型事業所の特例によらない人員を配置している重心多機能型事業所の場合、多機能型生活介護の基本報酬や加算は、多機能型生活介護の定員に応じ、算定することになる。

具体的には、多機能型事業所の特例によらない人員を配置している重心多機能型事業所において多機能型生活介護の利用定員が5名、多機能型児童発達支援の利用定員が5名、多機能型放課後等デイサービスの利用定員が5名の場合、多機能型生活介護においては利用定員5名以下の区分の基本報酬や加算の算定が可能である。

<参考>

・ 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年8月31日)

問94 多機能型として実施する場合、サービスごとに利用定員を設定しなければならないのか。

(答)

- 多機能型事業所として実施する複数のサービスごとに定員を設定することが困難である場合は、複数のサービスの合計の利用定員で設定することができるものとする。
- なお、多機能型事業所における利用定員については、複数の指定通所支援のサービスを通じて10人以上(\*)とすることができる。
- \* 主として重症心身障害児者に対し、一体的にサービスを提供する場合は、多機能型事業所の利用定員を5人以上とすることができる。
- 障害児通所支援と障害福祉サービスを一体的に行う多機能型事業所の場合は、利用定員の合計数は20人(離島その他の地域の場合は10人)以上とし、そのうち指定通所支援の定員は5人以上とすることができる。
- 障害児通所支援と障害福祉サービスとの多機能型の場合、多機能型事業所の特例(定員が20人未満の多機能型事業所については、従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち1人以上は常勤)によらない人員を配置している多機能型事業所においては、障害児通所支援と障害福祉サービスそれぞれの定員に基づき算定することができる。

## 2. 相談系サービス

### (1) 計画相談支援

(入院時情報連携加算の算定要件)

問4 重度訪問介護の利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際に、計画相談支援事業所と重度訪問介護事業所が共同で入院時情報提供書を作成した場合、計画相談支援事業所は入院時情報連携加算を算定することは可能か。

(答)

計画相談支援事業所が重度訪問介護事業所と共同で入院時情報提供書を作成し、医療機関に訪問して当該病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合は、入院時情報連携加算(Ⅰ)を算定できる。

なお、訪問以外の方法で必要な情報を提供した場合は、入院時情報連携加算(Ⅱ)を算定するものとする。

(入院時情報連携加算の算定要件)

問5 入院時情報連携加算の算定にあたっては、入院時情報提供書を作成し、医療機関に提供することを基本とするとされているが、入院時情報提供書の様式にある情報は全て記載することが必要か。

(答)

連携先の医療機関に必要な情報(心身の状況や生活環境など)を提供することが目的であることから、入院時情報提供書の記載については、必要な情報が記載されているサービス等利用計画やアセスメントシート等の添付によって、一部を省略して差し支えないものとする。

(地域体制強化共同支援加算の算定について)

問6 「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」のうち計画相談支援について、地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合は、地域体制強化共同支援加算は「1. なし」を選択することとなっているが、地域生活支援拠点等に該当する場合でも、当該加算を算定できないという意味か。

(答)

相談支援事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられている場合は、地域体制強化共同支援加算の要件を満たすことから、地域体制強化共同支援加算の対象となる。

「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載については、データ処理システム上の事由から、地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合、地域体制強化共同支援加算対象は「1. なし」を選択するようお願いをしていること

## 10 令和6年度発出のQ&A

ころ。

なお、地域生活支援拠点等の位置付けと地域体制強化共同支援加算の関係について、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載方法を以下のとおり整理したので、参照いただきたい。

### 1. 相談支援事業所が、地域生活支援拠点等に位置付けられていない場合

地域生活支援拠点等：「1. 非該当」を選択

地域支援体制強化共同支援加算：

（加算要件に該当していない場合）「1. なし」→加算の算定対象とならない

（加算要件に該当している場合）「2. あり」→加算の算定対象

### ※ 参考：地域体制強化共同支援加算の要件

（下記のいずれかに該当する場合、地域体制強化共同支援加算の算定対象となる）

- ① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めている
- ② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している

### 2. 地域生活支援拠点等に位置付けられている場合

地域生活支援拠点等：「2. 該当」

地域支援体制強化共同支援加算：「1. なし」を一律に選択 →加算の算定対象



# 10 令和6年度発出のQ&A

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 5  
(令和6年8月29日)

## 【目次】

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1. 障害福祉サービス等における共通的事項  | 1 |
| (1) 障害福祉サービス等における横断的事項 | 1 |
| 2. 施設系・居住支援系サービス       | 3 |
| (1) 共同生活援助             | 3 |
| 3. 就労系サービス             | 3 |
| (1) 就労継続支援A型           | 3 |
| (2) 就労定着支援             | 6 |
| 4. 一部訂正するQ & A         | 7 |

## 1. 障害福祉サービス等における共通的事項

### (1) 障害福祉サービス等における横断的事項

(食事提供体制加算)

問1 食事提供体制加算の算定要件として、法人内に管理栄養士等を配置していない場合は、公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等の管理栄養士等が献立の作成や確認を行うこととされているが、献立に関して具体的に何を確認してもらう必要があるのか。

(答)

食事の献立は、利用者の心身の状況(性・年齢、身長・体重、疾病など)、嗜好を考慮するとともに、障害の特性に応じた適切な栄養量の設定及びそれを踏まえた内容の献立(調理の方法含む)である必要がある。

献立の内容確認については、例えば、栄養ケア・ステーション等が、各事業所において設定する給与栄養目標量<sup>※</sup>を踏まえた献立になっているかどうかを確認するといった方法がある。なお、各事業所において、栄養士を配置していないなどにより給与栄養目標量の設定が困難な場合は、栄養ケア・ステーション等に対し、作成した献立の提供と併せて、給与栄養目標量を設定するために必要な利用者の心身の状況の情報提供を行うことで、栄養ケア・ステーション等はその内容を基に給与栄養目標量の設定と、その内容を踏まえた献立について適切な助言を行うことになる。

また、献立の確認の範囲については、提供する食事の全ての献立を確認することは困難であることから、各事業所において設定している一定期間の献立(サイクルメニュー)を確認してもらうことで足りる。なお、サイクルメニューは、各事業所において定める期間が異なることから、各々の施設の状況を踏まえて対応すること。

※ 給与栄養目標量とは、事業所の利用者の特性を踏まえた適切な食事を提供するに当たって基準となるエネルギー及び各栄養素の目標量のこと。



# 10 令和6年度発出のQ&A

## <参考1>

指定障害福祉サービス事業者が食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を配置していない場合には、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないと指定基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）に定められている。

このため、栄養士を配置していない事業所で、前述の指定基準に基づき保健所等から献立の内容等について、従来から指導を受けている場合は、利用者の心身の状況に応じた適切な栄養量及びそれを踏まえた内容の献立となるよう適切な助言を受けていることから、食事提供体制加算の要件を満たすこととしている。

なお、従来から保健所の指導を受けていない場合は、主に栄養ケア・ステーションに献立内容の確認を依頼することを想定しているが、新たに保健所が献立の確認を行うことを妨げるものではなく、事業所はこれらの確認を行うことで、栄養面に配慮した食事を提供する必要がある。

## <参考2>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）（抄）

（食事）※他の日中活動系サービスも準用

第八十六条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

## <参考3>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成十八年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

### ⑭ 食事提供体制加算の取扱いについて （略）

なお、注中の(1)から(3)までについては、次の(一)から(三)までについて留意すること。

#### (一) 注の(1)について

管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は

保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。

また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。

献立の確認については、献立の作成時から関与することが望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。

また、献立の確認の頻度については、年に1回以上は行うこと。

なお、指定生活介護事業所等が食事の提供を行う場合であって、管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認していない場合においても加算を算定して差し支えないこととする。

※ 献立の確認の頻度については、当該年度に1回以上行うこととなっているが、当該年度の早い時期に実施するよう努めること。

## 2. 施設系・居住支援系サービス

### (1) 共同生活援助

（退居後共同生活援助サービス・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス）

問2 退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービスの利用者について、指定共同生活援助事業所等において算定要件を満たす各種加算は算定できるのか。

（答）

退居後ピアサポート実施加算及び福祉・介護職員等処遇改善加算のみが算定可能であり、共同生活住居における人員配置体制や提供される支援内容を評価する各種加算は算定することはできない。

## 3. 就労系サービス

### (1) 就労継続支援A型

（スコア評価項目「生産活動」について）

問3 令和6年3月29日付け障発0329第41号「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」2の(2)「生産活動」に、過去3年の就労継続支援A型事業所における生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額以上であるかどうかによって、①から⑥までに掲げる区分に応じ、スコアを算定するとあるが、①から⑥の区分に含まれないケースは、どのようにスコアを算定するのか。

（答）



# 10 令和6年度発出のQ&A

評価項目のうち「生産活動」については、①から⑥までに掲げる区分に応じ、スコアを算定する。

- ① 過去3年の生産活動収支がそれぞれ当該年度に利用者に支払う賃金の総額以上 60点
- ② 過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上（①の場合を除く。） 50点
- ③ 過去3年の生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが前年度に利用者に支払う賃金の総額以上 40点
- ④ 過去3年の生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが前々年度に利用者支払う賃金総額以上 20点
- ⑤ 過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満（⑥の場合を除く。） -10点
- ⑥ 過去3年の生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額未満 -20点

なお、以下のケースについては、それぞれ上記の区分に当てはめてスコアを算定することとする。

- α 過去3年の生産活動収支のうち前年度及び前々々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上  
→③
- β 過去3年の生産活動収支のうち前々年度及び前々々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上  
→④

なお、スコアを算定する際の早見表については、以下を参照されたい。

（早見表）

|   | 前々々年度 | 前々年度 | 前年度 | スコア  |
|---|-------|------|-----|------|
| ① | +     | +    | +   | 60点  |
| ② | -     | +    | +   | 50点  |
| ③ | -     | -    | +   | 40点  |
| ④ | -     | +    | -   | 20点  |
| ⑤ | +     | -    | -   | -10点 |
| ⑥ | -     | -    | -   | -20点 |
| α | +     | -    | +   | 40点  |
| β | +     | +    | -   | 20点  |

※ +：生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額以上  
-：生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額未満

（スコア評価項目「利用者の知識・能力向上」について①）

問4 令和6年3月29日付け障発0329第41号「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」（以下、「留意事項通知」という。）2の（7）「利用者の知識・能力向上」に、関係機関との連携について記載されているが、関係機関との連携は必須なのか。必須である場合は、どのように関係機関と連携すればよいか。

（答）

就労継続支援A型事業所が「利用者の知識・能力向上」に向けた支援を行う場合は、関係機関と連携して取り組まなければならない。その際、就労継続支援A型事業所から関係機関に対して、連携の目的や具体的な取組内容等について事前に説明することが必要である。

また、就労継続支援A型事業所が、研修等の企画準備から実施まで主体的に関わることとし、関係機関単独で取り組むことがないようにすること。

なお、一般就労に向けた「利用者の知識・能力向上」に資する支援に当てはまる取組例及び当該支援に当てはまらない取組例は下記のとおりであり、留意事項通知に記載されている内容とあわせてご確認ください。

（「利用者の知識・能力向上」に向けた支援に当てはまる取組例）

・就労継続支援A型事業所の職員及び利用者が請負先の企業等の作業現場を見学し、仕事に関するノウハウを学び、事業所内で共有する場合。



# 10 令和6年度発出のQ&A

- ・地域の就労支援機関の職員が就労継続支援A型事業所に出向き、就労継続支援A型事業所の職員及び利用者に対してJST(職場対人技能トレーニング)研修を行う場合。

(「利用者の知識・能力向上」に資する支援に当てはまらない取組例)

- ・障害者就業・生活支援センターへの登録及び相談等への同行。
- ・公共職業安定所での職業相談や面接等への同行。
- ・個別の利用者に限った支援(地域障害者職業センターの職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援等)を目的として実施する場合。
- ・関係機関が実施する研修・講座に利用者のみ参加させる場合。
- ・一般就労後の定着支援。

(スコア評価項目「利用者の知識・能力向上」について②)

問5 「利用者の知識・能力向上」について、留意事項通知の様式2「就労継続支援A型事業所における利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書」の項目のうち、「連携先の企業や事業所等の意見または評価」は、関係機関において記載する必要があるのか。

(答)

当該報告書の項目のうち、「連携先の企業や事業所等の意見または評価」については、関係機関が作成することが難しい場合に就労継続支援A型事業所において、関係機関等からの意見、評価及び課題等を記載することとして差し支えないが、その際は、記載内容について関係機関の担当者から内容の確認をしてもらい、「利用者の知識・能力向上」に係る取組について、実施日、実施内容、その他事実が確認できる補足情報等を簡潔に記載すること。

## (2) 就労定着支援

(多機能型事業所を実施主体とする場合の指定の更新の要件について)

問6 多機能型として運営しており、就労継続支援B型事業所を実施主体とする就労定着支援事業所であって、就労移行支援事業所から1人、就労継続支援B型事業所から2人、通常の事業所に雇用された者がいる場合は、それらの実績を合算することで就労定着支援事業所の指定の更新の要件を満たすこととしてよい。

(答)

貴見のとおり。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準につい

て(平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、「指定就労定着支援事業者は、生活介護等にかかる指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない」としており、就労定着支援の事業者指定は次期更新の際まで有効なものとしている。

都道府県等におかれては、指定の更新の際に、就労定着支援事業所が指定基準を満たしているかどうかを確認した上で、指定の更新の可否を判断されたい。

(同一法人内の各事業所の実績の合算について)

問7 就労継続支援B型事業所を実施主体とする就労定着支援事業所の指定の更新において、当該就労継続支援B型事業所から通常の事業所に雇用された者が過去3年以内に1人もいない場合、就労定着支援事業所の指定の更新の要件を満たすことができないが、同一法人が運営する他の就労継続支援B型事業所から通常の事業所に雇用された者が過去3年以内に3人いた場合には、当該指定の更新の要件を満たすこととしてよい。

(答)

同一法人が運営する事業所の実績を合算することはできず、指定の更新の要件を満たさない。

## 4. 一部訂正するQ&A

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、以下のQ&Aについては、一部訂正する。

- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(平成30年3月30日事務連絡)(抄)問69(日中サービス支援型の基本報酬)

(日中サービス支援型の基本報酬)

問69 日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて日中活動サービスの支給決定を受ける利用者が、日中活動サービスを毎日利用することはできず、日によって共同生活住居で過ごす場合の基本報酬の算定如何。

(答)

日中サービス支援型指定共同生活援助は、日毎に異なる報酬区分を算定することが可能であるため、障害支援区分3以上の利用者であれば、グループホームにおいて日中支援を行う日は「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」を算定し、日中活動サービスを利用する日は「日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合」の報酬単位を算定することになる。

また、当該利用者が日中活動サービスの利用予定日に利用できず、共同生活



## 10 令和6年度発出のQ&A

住居で過ごした場合も、「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」を算定することとなる。

なお、地域の実情により、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外の共同生活援助事業所の利用が困難な場合などにおいて、障害支援区分2以下の者が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を利用する際には、生活介護等の日中活動サービスや介護保険サービス等を利用することが前提であるが、心身の状況等により日中活動サービスを利用できず、共同生活住居で過ごした日についても、日中を当該住居以外で過ごす場合の基本報酬及び人員配置体制加算を算定することとなる。

なお、障害支援区分2以下の利用者については、日中活動サービス等の利用を基本とすることから「日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合」のみ報酬単位が設定されており、当該利用者が日中活動サービスの利用予定日に利用できず、共同生活住居で過ごした場合は、日中支援加算(Ⅱ)を算定することとなる。なお、この場合、日中サービス支援型指定共同生活援助は常時の支援体制を確保するものであることから、日中支援従事者の加配を要しないものとする。